

運 航 基 準

目 次

第 1 章	目 的	・ ・ ・	1 ページ
第 2 章	運航可否判断	・ ・ ・	1 ページ
第 3 章	船舶の航行	・ ・ ・	2 ページ

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、下関～釜山航路の船舶「はまゆう」の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行ない発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

ただし、第6条に定める出港作業手順（及び狭視界航海手順）による配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程500mまで発航できるものとする。

2 日本国以外の港湾等で、当該港湾等よりの発航を規制する気象、海象条件に関する法令、又は特殊規程等がある場合は、上記の規程にかかわらずこれに従うものとする。

港名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
下 関 港	20 m/s 以上	2 m 以上	1000 m 以下
釜 山 港	20 m/s 以上	2 m 以上	1000 m 以下

3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速 25 m/s 以上	波 高 6 m 以上
---------------	------------

4 船長は、発航の中止を決定したときは、旅客等の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準経路航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置を考慮しなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪	動 揺
20 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 5 m 以上又はうねり 階級 8 以上	横揺れ 20 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊の措置をとらなければならない。但し、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風 速 25 m/s 以上	波 高 6 m 以上
---------------	------------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準経路航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 1 0 0 0 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、その他の適切な措置をとらなければならない。
但し、第6条に定める入港作業手順（及び狭視界航海手順）による配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程500mまで入港できるものとする。

- 2 日本国以外の港湾等で、当該港湾等よりの入港を規制する気象、海象条件に関する法令、又は特殊規程等がある場合は、上記の規程にかかわらずこれに従うものとする。

気象・海象 港名	風 速	波 高	視 程
下 関 港	2 0 m / s 以上	2 m 以上	1 0 0 0 m 以下
釜 山 港	2 0 m / s 以上	2 m 以上	1 0 0 0 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第5条 船長は運航の可否判断、運航中止措置及び協議の内容を記録するものとする。
運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがあった場合における運航継続の措置については判断理由を記載すること。

- 2 船長は別表の「運航の可否判断の記録」に前項の内容を記録する。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 次に掲げる配置は、安全管理手引書に定めるところによる。

- (1) 出入港作業手順
- (2) 航海当直要領
- (3) 狭視界航海手順
- (4) 荒天航海手順
- (5) 狭水道航行手順
- (6) 船舶輻輳海域航行手順

(運航基準図)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶が輻輳する海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり第1基準経路、第2基準経路及び第3基準経路の3経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は次のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
第1基準経路	周 年
第2・第3基準経路	対馬海峡の風速が20～24m/sの時の場合

- 3 船長は、第2・第3基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。但し、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第9条 速力基準は運航基準図に記載する。

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えつけておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第10条 船長は、法令に定めるとき及び気象、海象、他船の状況によっては、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社運航管理者あて次の(2)の事項を通知しなければならない。

- (1) 沖ノ島地点、三ツ島地点
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。
- 3 運航管理者は第一項の通知について船舶保安管理体制によっては適宜変更することができる。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者は、通常の場合も含め事故処理基準に定める標準船舶非常連絡表による。

(避泊地の選定等)

第 13 条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けておくものとする。

下 関 港	六連沖、部崎沖、大分沖
釜 山 港	釜山港外付近、鎮海湾

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。但し、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況を考慮の上、さらに適当と判断される場合を選定することは差し支えない。
- 3 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、適宜付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第 14 条 船長は、入港 2 時間前に下記事項が発生した場合は連絡するものとする。

(1) 曳船使用の希望その他運航管理者の援助を必要とする事項

- 2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引続き連絡するものとする。
 - (1) 曳船の準備状況その他操船上の参考となる事項
 - (2) 岸壁付近の風向、風速、視程
 - (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
 - (4) その他船長よりの援助事項

(曳船の使用基準)

第 15 条 運航管理者は、船舶の出入港時、岸壁付近の風速が次表の条件に達しているとき又は達するおそれがあると認めるときは、船長と協議のうえ、あらかじめ次表の基準により手配するものとする。

港 名	風 速	曳 船
下 関 港	約 15 m/s 以上	2000馬力 以上 曳船 1 隻
釜 山 港	約 15 m/s 以上	2000馬力 以上 曳船 1 隻

- 2 船長及び運航管理者は曳船の使用に関して協議を行なった場合は協議内容を記録するものとする。曳船使用基準に達した又は達するおそれがあった場合における曳船の不使用については判断理由を記載すること。
- 3 船長は安全管理手引書に定める出港・入港手順書のチェックリストに前項の内容を記録する。

(機器点検)

第 16 条 船長は入港着岸前 入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進（CPP の場合は翼角作動）舵等の作動点検を実施する。

- 2 下関港・釜山港 共に錨地抜錨時実施する。